

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

令和3年度 新宿区職員募集案内（福祉）

令和3年7月
新宿区

1 職種・採用予定数等

| 採用区分 | 職種(職務名) | 採用予定数 | 主な勤務先 |
|------|-----------------|-------|--|
| Ⅱ類 | 福祉(保育士・福祉・児童指導) | 40名程度 | 保育園・子ども園・子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館・児童相談所・一時保護所等 ※ 児童相談所及び一時保護所は、令和6年度(2024年度)以降開設予定 |

2 採用予定日

令和4年4月1日

3 受験資格

| | |
|-------|--|
| 年齢等 | 国籍を問わず、昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(※) なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。 ※ 採用時点で20歳以上38歳未満であることが採用の年齢要件です。 |
| 資格・免許 | 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(令和4年3月31日までに資格取得・登録見込の方も受験することができます。ただし、令和4年3月31日までに資格取得・登録できないときは採用しません。) |

※ 現に新宿区の職員である方は受験できません(教育公務員・会計年度任用職員・臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員・非常勤職員を除く。)

※ 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方は受験できません(以下の<参考>を参照)。

<参考>【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

4 選考日程

(1) 第1次選考

| | | |
|----------|--|---|
| 日時 会場 | 令和3年8月22日(日) 新宿区内施設 | ◆詳細は受験票に記載してお知らせします。 |
| 選考方法 | 筆記試験 《 五肢択一 90分 / 出題数 40問 》 一般教養分野(文章理解・数的処理・判断推理・憲法等) 専門分野(保育原理・児童心理学・児童福祉法等) | |
| | 作文 《 課題式 60分 / 1,000字程度 》 | |
| 結果発表 | 令和3年9月中旬 | ◆発表日等は第1次選考日にお知らせします。 ◆結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。 |

(2) 第2次選考(第1次選考合格者のみ対象)

| | | |
|----------|-------------------------------|----------------------------|
| 日時 会場 | 令和3年10月中旬(予定) 新宿区役所 | ◆詳細は第1次選考合格通知に記載してお知らせします。 |
| 選考方法 | 面接 《 個別面接 》 | |
| 結果発表 | 令和3年10月下旬 | ◆発表日等は第2次選考日にお知らせします。 |

5 受験手続

所定の申込書「令和3年度新宿区職員採用選考(福祉)受験申込書」に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ必要事項を記入し、自署欄に署名をして、以下のとおり提出してください。

なお、申込書類は一切返却しません。

| | |
|------|---|
| 申込方法 | 郵送または持参による。 < 提出書類 > ・申込書 ・返信用封筒【長形3号(120×235ミリ)】 ※ ご自分の住所、氏名を記載し、84円切手を貼ったもの < 郵送の場合 > A4版が入る大きさの封筒(角形2号)に申込書と返信用封筒を入れ、表に赤字で「新宿区職員採用選考(福祉)申込書在中」と明記し、 簡易書留 で郵送してください。 簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。 |
| 申込期間 | 令和3年7月5日(月) ~ 令和3年8月5日(木) (必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。 |
| 申込先 | 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区総務部人事課人事係(区役所本庁舎3階) |

6 受験票の送付

受験票は令和3年8月11日(水)頃に郵送します。受験票が令和3年8月16日(月)までに届かない場合は、令和3年8月17日(火)正午までに人事課人事係へお問い合わせください。

7 主な勤務先（令和3年4月1日現在）

勤務先により職務名が変わります。

| 勤務先 | 職務名 | 勤務先概要 |
|-------------------------------|------|--|
| 区立保育園 | 保育士 | 区職員が勤務する保育園は10園あります。全園で11時間開所、0歳児・障害児・延長保育を実施しています。 |
| 区立子ども園 (幼保連携型認定子ども園を含む) | 保育士 | 区職員が勤務する子ども園は10園あります。全園で11時間開所、0歳児・障害児・延長保育を実施しています。 |
| 子ども総合センター(発達支援) | 福祉 | 心身に障害のある子ども、心身の発達に遅れのある子ども等に対して、通所による支援を行います。 |
| 子ども総合センター・ 子ども家庭支援センター(相談) | 福祉 | 子どもと家庭にかかわる相談・支援、子育て支援サービスの調整、児童虐待への対応等を行います。 |
| 区立児童館等 | 児童指導 | 区内の児童(0～18歳未満)に健全な遊びを与え、その健康を増進し、あわせて情操を豊かにすることを目的とする施設です。区職員が勤務する施設は8か所(児童館3、子ども総合センター、子ども家庭支援センター4)あります。 |

※主な勤務先は、屋内全面禁煙です。

8 勤務条件（令和3年4月1日現在）

| | |
|------|---|
| 勤務時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園及び子ども園 … 午前7時15分から午後8時45分までの間で実働7時間45分 ・子ども総合センター及び子ども家庭支援センター … 午前8時30分から午後7時15分までの間で実働7時間45分 ・児童館 … 午前8時45分から午後6時15分までの間で実働7時間45分 <p>それぞれの勤務先での勤務時間は休憩時間を除いて、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分です。</p> |
| 休日 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園 … 日曜日及び4週間につき4日 ・子ども園 … 日曜日及び4週間につき4日 ・子ども総合センター … 1週間につき2日 ・子ども家庭支援センター … 日曜日及び1週間につき1日 ・児童館 … 土曜日及び日曜日 <p>以上のほか、国民の祝日、年末年始が休日となります。</p> |

| | |
|-------|--|
| 休 暇 | 1年(暦年)に20日(4月採用者は採用年には15日)の年次有給休暇があります。 そのほかに夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。 |
| 初 任 給 | 地域手当を含めた給与月額、 約195,200円 です。 職務経験等がある場合は、その内容に応じて加算されます。 また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。 |

9 福利厚生制度

新宿区の職員になると、東京都職員共済組合(東京都と23区の職員で構成)、特別区職員互助組合(23区の職員で構成)及び新宿区職員互助会に加入することになり、職員とその家族のために、次のような福利厚生制度が備えられています。

| | |
|-----------|---|
| 東京都職員共済組合 | 健康保険・年金事業のほか、人間ドックや保養施設等の福祉事業を行っています。 |
| 特別区職員互助組合 | 団体契約保険事業、ライフプラン事業、会員制施設事業、生活支援・リフレッシュ事業、各種相談事業等を行っています。 |
| 新宿区職員互助会 | 職員自らが選択したレクリエーション等のメニューに一定の補助を行うカフェテリアプラン事業、各種祝金等の給付事業等を行っています。 |
| そ の 他 | 健康管理としての定期健康診断の実施や、被服の貸与があります。 |

10 個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【 問い合わせ先 】

| |
|--|
| 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区総務部人事課人事係 ☎ 03 (5273) 4053 (人事係直通) (新宿区役所本庁舎3階) (土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで) |
|--|